

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、高松市下笠居土地改良区の土地改良事業（単独市費補助土地改良事業 神在川窪地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成22年9月10日から同月30日まで縦覧に供する。

平成22年9月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀